

# 移転価格文書（国別報告書・マスターファイル・ローカルファイル） 作成のためのノウハウ

～移転価格文書で何が求められ、書かねばならないこと・書いてはいけないことまでを解説～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 9月 9日（月） 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町5丁目）

《開催にあたって》

マスターファイルも国別報告書も、わが社には関係ない—そうお考えの方もおいででしょう。日本の作成基準は、連結総収入金額で1,000億円超ですから、多くの企業はそうでしょう。しかし、ベトナムやインドネシアなどの基準は数億円程度と低く、多くの企業が該当します。タイでも同様な動きが起きています。

ローカルファイルともなれば、わが国の基準で作成が免除される取引でも、ひとたび調査で問題視されれば、2か月あまりで作成しなければなりません。今年からあの香港までもが低い金額基準で作成を求めようになりました。どうしたものかと思案する前に、本当に作成が必要かを正確に見極める必要があるでしょう。

本講義では、3つの移転価格文書の本質を解き明かし、真に必要な対応策と作成のためのノウハウをお伝えいたします。

講師 信成国際税理士法人 代表社員 税理士 井藤正俊 氏

元東京国税局 国際税務専門官（移転価格担当）  
東京経済大学経済学部卒業後、国税専門官として東京国税局に入局。国税庁・東京国税局にて、相互協議、調査、事前確認審査、訴訟、税制改正など、移転価格に関する事務に通算11年従事。2017年6月、税理士登録後、移転価格に特化した税務相談等を行っている。[執筆]『移転価格文書の作成のしかた』（中央経済社）など。



《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料：1名（税込・資料代含） ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況（0発信の有無など）をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円（本体価格 32,000円）	一般	37,800円（本体価格 35,000円）
-----	-----------------------	----	-----------------------

191378-0606 移転価格文書（国別報告書・マスターファイル・ローカルファイル）作成			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日（開催日1週間～10日前まで）に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認ください。〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

## ・プログラム・

### 1. 移転価格とは

- (1) 移転価格の問題とは
- (2) 独立企業間価格の考え方
- (3) 移転価格の検証フレームワーク
- (4) 移転価格課税の最近の動向

### 2. OECDのBEPSプロジェクト

### 3. 移転価格文書化の導入～平成28年度税制改正の概要

- (1) 三層構造アプローチ
- (2) 国別報告書
- (3) マスターファイル
- (4) ローカルファイル

### 4. 移転価格文書作成のノウハウ

- (1) 国別報告書
- (2) マスターファイル
- (3) ローカルファイル

### 5. 移転価格の課税リスクの評価

- (1) 移転価格リスクの数値化
- (2) 情報源
- (3) リスク評価の手順と過程
- (4) リスク評価の要約
- (5) 回避策（切出PLなど）

### 6. 海外諸国の税務当局におけるBEPS対応の動向

- (1) 海外における文書化に関連した税制改正の動向
- (2) 対応策と留意点

### 7. 平成31年度税制改正により導入された「所得相応性基準」・DCF法

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい！ 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。